

◎新潟県告示第9号

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）第3条の規定により、新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲（平成22年1月新潟県告示第48号）の全部を次のよう改正し令和3年1月1日から実施した。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗

名称	位置
第四北越銀行県庁支店	新潟市